九十二	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	都道府県知事 法務大臣 市町村長 内閣総理大臣
九十三	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金
九十四	厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって第九十六条で定めるもの	法務大臣
九十五	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の家庭訪問指導又はこれらの実施に関するセンター業務であって第九十七条で定めるもの	市町村長
九十六	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	都道府県知事等 法務大臣
九十七	都道府県知事	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）による製菓衛生師の免許に関する事務であって第九十九条で定めるもの	法務大臣

九十二	都道府県知事等	障害者関係情報であって第九十四条で定めるもの	都道府県知事
		戸籍関係情報であって第九十四条で定めるもの	法務大臣
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの	市町村長
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十四条で定めるもの	内閣総理大臣
九十三	都道府県知事等	労働者災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣
		年金給付関係情報であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
		地方公務員災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの	地方公務員災害補償基金
九十四	厚生労働大臣	戸籍関係情報であって第九十六条で定めるもの	法務大臣
九十五	市町村長	母子保健法による健康診査に関する情報であって第九十七条で定めるもの	市町村長
九十六	市町村長	戸籍関係情報であって第九十八条で定めるもの	法務大臣
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第九十八条で定めるもの	都道府県知事等
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの	市町村長
九十七	都道府県知事	戸籍関係情報であって第九十九条で定めるもの	法務大臣

九十八	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣 地方税関係情報であって第百条で定めるもの 内閣総理大臣 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百条で定めるもの
九十九	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって第百一条で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百一条で定めるもの 内閣総理大臣 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 内閣総理大臣 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百一条で定めるもの
百一	全国社会保険労務士会連合会	地方公務員災害補償法による福祉事業の実施に関する事務であって第百二条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二条で定めるもの
		社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士の登録に関する事務であって第百三条で定めるもの	法務大臣 戸籍関係情報であって第百三条で定めるもの
百二	厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であって第百四条で定めるもの	法務大臣 戸籍関係情報であって第百四条で定めるもの
百三	厚生労働大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物衛生管理技術者免状の交付に関する事務であって第百五条で定めるもの	法務大臣 戸籍関係情報であって第百五条で定めるもの
百四	経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であって第百六条で定めるもの	法務大臣 戸籍関係情報であって第百六条で定めるもの
百五	厚生労働大臣	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であって第百七条で定めるもの	法務大臣 戸籍関係情報であって第百七条で定めるもの